

一、はじめに

新聞配達、長期休業中等における各種のアルバイトは、児童生徒の就労の問題である。実生活の中で、勤労を体験するという意味で教育的にも重要な意義がある。

(4) 原則として、午後八時から午前五時までの間において使用できない。

中局長通達に示された新聞配達少年に関する指導要綱には、

新聞配達、長期休業中等における各種のアルバイトは、児童生徒の就労の問題である。実生活の中で、勤労を体験するという意味で教育的にも重要な意義がある。

(1) 十二歳未満の小学生児童を就労せしめないこと。(2) 午前五時前には就職している者、定時制高校に在学している者が含まれている。

(3) 修学時間を含めて七時間以内の労働時間とすること。

しかし、この年齢層は、中学校を卒業して就職している者、定時制高校に在学して

年齢層の者も心身の成長過程にあり特に保護を必要とするという見地から、労働基準法は年少者（十八歳に満たない者）の就労について次の規制を定めている。

この年齢層は、中学校を卒業して就職している者、定時制高校に在学してあるところから、その就労に関する法律上多くの規制がなされている。そこで労働基準法上における児童生徒の就労に関する規定について述べてみたい。

二、労働基準法における児童生徒の就労に関する規定

1.十五歳に満たない児童

(1) 十五歳に満たない児童は、原則として労働者として使用できない。ただし、労働基準監督署長の許可を受けて非工業的業種については（労基法第八条六号～十七号の事業をいう）、十二歳以上の児童を修業時間外に使用することができる。

(2) 児童使用について労働基準監督署長の許可を受ける際は、当該児童の修業時間外に使用する旨の学校長の証明書、親権者の同意書が必要である。なお、校長が証明するにあたっては、児童の修業状況、健康状態、家庭環境等についてじゅうぶんな配慮が必要である。

(3) 修業時間を通算して一日七時間、一週間にについて四十二時間を超えて使

(1) 原則として一日八時間、一週間にについて四十八時間をこえて使用できない。また、時間外労働をさせることはできない。

(2) 一週一日の休日を与える。休日には労働させることはできない。

(3) 交替制を除いて午後十時から午前五時までの間労働させることを禁止している。

(4) 危険有害業務等に就労することはできない。例えば、危険な機械や装置を扱う業務、重量物を扱う業務、毒劇薬（物）その他有害な物質又は爆発性、引火性の物質を取り扱う業務、安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務等への年少者の就労及び抗内での就労も禁止されている。酒席に接する業務、特殊の遊興的接客業務の就労も禁止される。（女子年少者労働基準規則）。

2. 中学生のゴルフ場のキャディについては、昭和三十五年七月二十五日付労働省労働基準局長通達では、キャディの業務は児童の健康及び福祉に有害でなく、娯楽場における業務に該当しないとされ、使用者は監督官庁の許可を得て中学生をキャディとして使用できる。しかし、重量物制限の觀点からクラブバッックは二個以上運搬させないとされる。

3. 高校生の場合は、ウエトレスとして深夜業に従事するとか、男子生徒の場合は土木建設業等危険有害な業務に就労する場合は、労働基準法に違反して

いるケースであり、社会的に問題となることが多い。

以上法律的な解説をしてきたが、在学している年少者は修業途上にあることから、学校にあつては、児童生徒の就労に関する法令の理解はもちろん、教育的立場からの指導方針を明確にし

用できる。

三、具体的的事例

1. 新聞配達少年

昭和三十八年四月二十二日文部省初

教育的立場からの指導方針を明確にし

父兄の理解を得ることも必要であると

児童生徒の就労

知っておきたい 教育法令